

「相続登記と暮らしの困りごと何でも相談所」を開催します

令和6年4月から相続登記の申請が義務化されたことをご存じですか？

相続登記や暮らしの中の困りごと相談

を受け付けます！！

日時

7/12

金

12:00~15:00

無料・秘密厳守・予約不要（※先着順）

場所

南相馬市民文化会館ゆめはっと（1階多目的ホール）

たとえば…

登記の専門家である法務局職員と司法書士がご相談に応じます！

- 相続登記の申請義務化で何が変わったの？
- 不動産を相続した際の手続きはどうしたらいいの？
- 相続した土地の権利を放棄するにはどうすればいいの？
- 共有地の名義変更はどうしたらいいの？

お気軽にご相談ください。

不動産登記推進イメージ
キャラクター「トウキツネ」



当日は、**相続登記の申請義務化に関する制度説明会**も開催します。
時間 【1回目】11:00~11:40頃 【2回目】14:00~14:40頃（入場無料・予約不要）
場所 南相馬市民文化会館ゆめはっと 1階多目的ホール（相談会場と同じです）

国・市の行政に関するご相談も受け付けます！

暮らしの中のお困りごとはありませんか？

総務省の行政相談は、幅広い行政分野の相談に対応しています。

困ったら一人で悩まずに行政相談！お気軽にご相談ください。

相談会のプレイベントとして**暮らしに役立つ行政相談パネル展**を実施します。

日時 7/10(水)~7/12(金)

場所 南相馬市民文化会館ゆめはっと 1階ギャラリー



行政相談マスコット
「キクーン」

〈裏面もご覧ください〉

お問い合わせはこちらへ：総務省福島行政監視行政相談センター ☎024-534-1101



このようなお困りごとはありませんか？

項目	主な相談例等	対応する参加機関等
登記	<input type="checkbox"/> 土地や建物の相続登記をするにはどうすればよいか？ <input type="checkbox"/> 不動産の相続登記をしたいが関係者が多く必要な資料を集めるのが難しい場合、どうすればよいか？ <input type="checkbox"/> 相続登記の申請義務化の内容について知りたい。	福島地方法務局、 福島県司法書士会
市の行政に関すること	南相馬市の行政全般に関することや意見要望、お困りごとの相談に応じます。	南相馬市
国の行政に関すること	国の行政全般に関する苦情や意見要望、お困りごとの相談に応じます。	福島行政監視行政相談センター、 行政相談委員

ご存じですか？あなたの街の行政相談委員

行政相談委員は、総務大臣から委嘱されているあなたの身近な相談相手です。

行政に関する苦情や相談を広くお聴きし、相談者への助言や関係行政機関に対する通知などを行っています（ご相談は無料。秘密は厳守されます。）

南相馬市を担当する行政相談委員は、次の日時、場所でご相談をお受けしています。

行政相談委員	相談所開設日時	場所	お問い合わせ先
志賀 了子	毎月第2火曜日 10:00~12:00	南相馬市役所西庁舎1階	南相馬市市民生活部 市民課窓口サービス係 (0244-24-5297)
田村 早人			
杉 重博			

(注)上記の相談所開設日時、場所は変更になる場合がありますので、お問い合わせ先窓口にご確認ください。

お問い合わせはこちらへ：総務省福島行政監視行政相談センター ☎024-534-1101